



指定管理鳥獣捕獲等事業費

2019年度要求額
1,500百万円 (830百万円)

背景・目的

- ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化。
- 環境省と農林水産省は、2013年にニホンジカ・イノシシの個体数を10年後の2023年度までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を公表。捕獲数の大幅な拡大を図るため、鳥獣法の改正により創設した指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金により支援。
- 今後、ニホンジカは半減目標の達成に向けて、なお一層の捕獲を行う必要があるほか、高密度地域が広範囲に及んでおり、更なる捕獲の強化が必要であることから、従来の都道府県毎の捕獲等の取組に加えて、複数の都道府県が参加する広域協議会を設置し、都道府県域を越えた広域的な調査や捕獲等を進め半減目標達成のための取組を促進する。

事業概要



- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき都道府県及び都道府県等が連携した広域協議会が実施する捕獲等を交付金により支援
- 対象鳥獣：指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）
- 事業実施主体：○ 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県(①～⑤)
 ○ 複数の都道府県が参加して設置する広域協議会(①、③、④)
 ○ シカ又はイノシシの食肉利用等を行う処理加工施設がある都道府県(⑥)

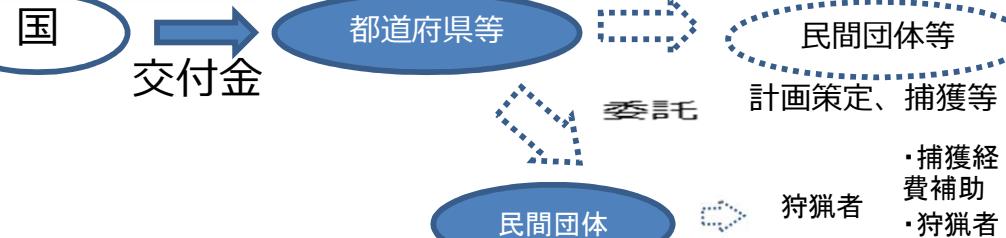
| 交付対象事業 | 交付割合 |
|----------------------|---|
| ① 実施計画策定等事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業費5,000千円を上限とする定額補助（都道府県） ▶ 事業費10,000千円を上限とする定額補助（広域協議会）※ただし、いずれも定額を超える事業費分は1／2以内 |
| ② 指定管理鳥獣捕獲等事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業費の1／2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の2／3以内） |
| ③ 効果的捕獲促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業費10,000千円を上限とする定額補助 |
| ④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1／2以内） |
| ⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業費2,000千円を上限とする定額補助（ただし、定額を超える事業費分は1／2以内） |
| ⑥ ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 1頭当たり9千円を上限とする定額補助（シカ・イノシシ各2頭目から支払い） ▶ 1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額補助 |

事業目的・概要等

事業スキーム

国
交付金

都道府県等



現状

- ▶ 指定管理鳥獣捕獲等事業は、市町村による捕獲が難しい奥山、鳥獣保護区、高標高地等の低密度地域における捕獲が中心のため、都道府県の捕獲目標は低く、また、捕獲数は低調。
- ▶ 従来の都道府県別の目標に基づく取組では、平成35年度の生息数半減目標の達成に不十分であり、今後の数年間で大量の捕獲が必要。
- ▶ また、多くの都道府県では、捕獲の扱い手である認定鳥獣捕獲等事業者の質の向上を図ることが課題。

新たな課題

- ① 捕獲経験の少ない低密度地域における捕獲手法の確立。
- ② 急速に高密度地域が拡大しているニホンジカについて、集中的かつ広域的な個体群の管理を担う都道府県による市町村と連携した管理の強化が必要。
- ③ 都道府県境を超えた広域連携による捕獲体制の整備・確立。
- ④ 公的な捕獲事業を担う認定鳥獣捕獲等事業者の更なる確保・育成や捕獲技能の向上とともに、認定鳥獣捕獲等事業者相互間による技術の伝授や研鑽を進めることが必要。

期待される効果

都道府県関係部局間や市町村等との連携強化及び広域連携による指定管理鳥獣の捕獲強化の推進により、ニホンジカ、イノシシの生息頭数の半減に向けた捕獲の加速化を推進。